

県北地域産業保健センターからのお知らせ

中小企業に働く労働者のために 医師による健康相談・指導を行ないます

茨城県北地域産業保健センターでは労働安全衛生法第19条2項(国の援助)により日立労働基準協会管内の中小企業に働く労働者のために産業医による健康相談や指導とともに長時間働く労働者のメンタルヘルス相談を無料で実施しております。

1. 法定健康診断の事後指導

申し込みに → 一般健康診断・特殊健康診断終了後の健康相談・指導を産業医が行ないます。
による指導

契約による → 事業主との契約により毎年自動的に健康相談・指導を産業医が行ないます。
指導

職場巡視 → 申し込みにより職場巡視・作業環境測定など産業医を派遣して行ないます。

2. 相談窓口の開設

認定産業医 → 労働者50人以上の大企業は労働安全衛生法第13条により産業医を選任しなければなりません。
の情報 そのために認定産業医の名簿情報を提供します。

健康相談 → 事業主または労働者個々の健康相談や作業環境の相談を行ないます。

サテライト → 認定産業医が開設している診療所にて随時健康相談を行ないます。
相談窓口

異動相談窓口 → 産業祭などイベント会場に移動して相談窓口を開設し健康相談を行ないます。

3. 長時間労働者への面接指導

予約制 → 労働安全衛生法により時間外・休日労働が長時間になり労働者個人より疲労が蓄積したむね申し出があった場合、医師による面接指導を受けなければなりません。
そのため産業医による面接指導を予約制により行ないます。

メンタルヘルス → 過重労働によるメンタルヘルスの相談を予約制により産業医が行ないます。
の相談

4. 休日・夜間の相談窓口の開設

休日相談 → 毎月第1～第4日曜日の午前11時～12時まで電話による相談窓口を開設しております。

夜間相談 → 毎月第1～第4水曜日の午後5時～7時まで電話による相談窓口を開設しております。

電話番号 → 0294(33)0058

5. 茨城県北地域産業保健センターへの連絡

所在地 〒316-0004
日立市東多賀町5丁目1-1
(財)日立メディカルセンター事業部別館2階

名称 茨城県北地域産業保健センター

電話 0294(33)0058

FAX 0294(36)3508